

様式 1

明 細 書

作成日 令和 3年 7月 15日
更新日 令和 5年 6月 24日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヤマグチケンヤマグチシオゴオリシモゴウ 山口県山口市小郡下郷2139番地 パンチ

名称（フリガナ）：ヤマグチケンノウギョウキョウドウクミアイ 山口県農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 折込 正一郎

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（やまのいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：トグジ 徳地やまのいも、Tokuji Yamanoimo

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：平成 17 年 9 月 30 日における行政区画名としての山口県佐波郡徳地町
（現山口県山口市徳地地区）

5 農林水産物等の特性

「徳地やまのいも」は、旧山口県佐波郡徳地町（現山口県山口市徳地地区）で生産される、いちょういも群に属するやまのいもである。一般に、いちょういもは首部（※）が長い扇型（イチョウ型）あるいはばち型をしているが、「徳地やまのいも」は首部が短く肩の広い仏掌型あるいは拳型で周辺部が波状になり、外皮は滑らかで可食部の髭根が少ないのが特徴である。また、すりおろした「徳地やまのいも」は、いちょういもの主要生産地である関東地方産に比べて粘りが強い（別紙）。いちょういもの首部は一般に食用に供されないため出荷時には切除されることが多いが、「徳地やまのいも」は首部が短くそのまま出荷される。切り口から腐敗が進みづらく日持ちが良いため、地元の直売所では贈答用として販売されている。西日本のやまのいも産地は、ながいも群とつくねいも群が一般的であるが、「徳地やまのいも」はいちょういも群であり希少な存在である。

※首部は、芋上部のつるに近い部分で、水分が少なく硬く、食用に向かないため廃棄されることが多いが、次年度の種芋として使用されることもある。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 種芋

「徳地やまのいも」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地内の水田で、水稻の輪作とする。

(3) 出荷規格

以下に該当するもの以外は「徳地やまのいも」として出荷できるものとする。

- ・腐敗及び変質したもの
- ・病害虫に侵されたもの

以上2項が軽微なものは加工用として出荷できるものとする。

(4) 最終製品としての形態

青果（やまのいも）とする。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

一般的にいちょういも栽培では、芋の肥大を妨げないよう深い耕土が必要とされるが、「徳地やまのいも」は長年の栽培において首部の短い芋が選抜されてきたため、耕土が浅く用土量が限られる水田でも良質な芋が生産できる。あわせて、このような不利な土壌条件であっても生産できるように首部の短い芋が選抜されてきたことで、首部を切り落とすことなく出荷でき、日持ちの良さという特性が生じた。

いちょういもは有機物を多く含んだ肥沃な壤土～砂壤土を好み、連作を嫌う。また、地下水位が低く、生育期に乾燥しない土地でなければ良質のものは生産できないとされている。そのため、徳地地区では、佐波川水系の水田で水稻の輪作作物として栽培されている。これにより、連作障害や土壌病害虫の被害が回避されるだけでなく、土壌乾燥時には畝間灌水を行うことで土壌を適湿に保持することが可能となり、安定生産することができる。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

山口市徳地におけるやまのいもの歴史は古く、江戸時代後期から栽培されていた記録があり、戦中戦後は食糧増産体制下でその作付けが制約を受け、また、昭和26年には佐波川流域が大水害を受け、作付けができない状態となったが、その後、農協と一体となって他の産地との競合、米の生産調整に伴う転作野菜として、継続して栽培されてきた(『徳地町史』より)。

昭和54年発行の『葉根菜類の栽培と経営技術(中国地域野菜技術研究会編)』には、徳地町で栽培される仏掌芋の形状について「手のひらを合せた形をなし、芋の周辺部は波状を呈している。」との記載がある。

昭和60年代以前のやまのいもは、形が不揃いで商品化率が低いことから、収益性は不安定であった。そこで、山口県農業試験場(現山口県農林総合技術センター)と連携し、昭和63年より、厚みがあり在来系の形状を有する優良系統を選抜し、ウイルスフリー化したものに、植物ウイルスワクチンを接種させ、種芋とした。この種芋をJA徳地町(現JA山口県)と山口県山口農林事務所防府支所(現山口県山口農林水産事務所)及び徳地町役場(現山口市徳地総合支所)の網室で増殖後、選定した農家で更に増殖し、生産者に配付している。

収穫した芋から形質の良いものを選抜して翌年の種芋としてきたが、この手法では収穫量の3割程度の芋が必要となるため、販売できる量が少なかった。このため、現在は、優良形質を持つ芋を従来の10分の1程度の大きさに切り分け、1年間育成したものを種芋とし、希望する生産者に配付する方法へ移行を進めている。

「徳地やまのいも」の平成30年度の生産者数は23名、生産量は約4トンである。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

10 連絡先

